

岐阜県公報

令和七年十一月一日

(火曜日)

目 次

告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定 医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等 の指定	(地域福祉課) 五〇三 ページ
指定医療機関の廃止の届出	(同) 五〇四
指定訪問看護事業者等の所在地等の変更の届出	(同) 五〇四
医療機関の指定辞退	(同) 五〇五
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指 定	(同) 五〇五
指定介護機関の名称等の変更の届出	(同) 五〇五
道路の区域変更	(同) 五〇六
土砂災害警戒区域の指定解除	(同) 五〇七
土砂災害特別警戒区域の指定解除	(同) 五〇七
土砂災害警戒区域の指定	(同) 五〇七
土砂災害特別警戒区域の指定	(同) 五〇七
高山都市計画道路事業の認可	(都市整備課) 五〇八
身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(身体障害者更生相談所) 五〇八
公 示	
県営土地改良事業計画の決定	
県営土地改良事業計画の変更	
土地改良区役員の退任及び就任	

岐阜県告示第四百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国を促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国を促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年十一月一日

岐阜県知事 江崎禎英

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
うえだ内科クリニック	中津川市落合七四一	令和七・一・一
中津川片山皮フ科	中津川市落合七四一	同
コスマクリニック	揖斐郡揖斐川町清水一六七三番地	同
うえだ歯科	中津川市落合七四〇番地一	令和七・九・一六
たなかファミリー歯科	羽島市正木町新井三七五	令和七・一〇・一
アサヒ歯科医院	山県市高富一〇九〇	二
あおい薬局	恵那市長島町中野三一三	一一

告 示

瑞穂マイ調剤薬局 瑞穂市馬場小城町一丁目七一番一 令和七・一〇・六

ユタカ薬局木戸
大垣市木戸町北出四一五番地
令和七・一・一・一

卷之三

落合薬局 中津川 中津川市落合七四八 七

卷之二

比年不藥局
養老店

1100

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年十一月一日

岐阜県知事
江崎禎英

訪問看護事業者
等の名称
所
在
地
の
主
た
る
事
務
所
等
の
名
称
シ
ヨ
ン
等
の
名
称
訪
問
看
護
ス
テ
ー
シ
ヨ
ン
等
の
所
在
地
年
月
日
定

合同会社ラピッ
高山市西之一色町
訪問看護ステーションラピット
高山市西之一色町 令和

トケア
一
ハ
一
ケタ
一
ハ
一
タ
一

株式会社コムニユ
二ティベイス
関市鑄物師屋五丁
目四番二五号
護ひがし訪問看
関ステーシヨン
目二番五号一〇一
関市鑄物師屋三丁
令和七
一

株式会社ナイス 多治見市宝町六
ケアリール訪問

マジン式会社ノハナ
一 満洲銀行三國ノ
ン看護スティシヨ
瀬田可兒市瀬田四五六
同

株式会社 T-SU
瑞浪市釜戸町二
つむぐ訪問看護
瑞浪市北小田町二
同

同様第瑞四西二一目ビ三三F東編第

11 of 11

岐阜県告示第四百九十一号	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の一の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。
令和七年十一月一日	岐阜県知事 江崎禎英
名 称	所 在 地 廃 止 年 月 日
わたべ皮フ科	各務原市那加北栄町三九 一 令和七・九・三〇
森田医院	郡上市白鳥町向小駄良七四八 一 令和七・一〇・九
ウエダ歯科医院	中津川市落合七四〇 一 令和七・九・一五
アサヒ歯科医院	山県市高富一〇九〇 二 令和七・九・三〇
たなかファミリー歯科	羽島市正木町新井三七五 二 同
あおい薬局	恵那市長島町中野三一三 一二 同
瑞穂マイ調剤薬局	瑞穂市馬場小城町一八四 令和七・一〇・五

四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年十一月二日

令和七年十二月一日

岐阜県知事 江崎 祐英

名稱所 在地 指定辭退年月日

訪問看護事業者等の名称
所在地の主たる事務所等
訪問看護ステーション等の名称
訪問看護ステーション等の所在地
年月日更

グウ株式会社
トレー デセイイ
ンヨ
岐阜市日置江七丁目七番地一〇
訪問看護ステーションまごころ
旧
町安八郡輪之内
一
南波三一八
八
令和
九
一

二牧安
七字ハ
一郡
三番安
割ハ
一町
館安八
町南波
郡輪三
之内
テラス片
ム一シハ
二〇二号
室S

令和
九
一

岐阜県告示第四百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例

岐阜県告示第四百九十三号

居宅介護事業者等の名称	株式会社 キマタ薬局
居宅介護事業者等の所在地	瑞浪市上平町四丁目九番地の二
の種類	居宅介護事業者等の
居宅療養管理指導	居宅介護事業者等の
キマタ	居宅介護事業者等の

管居介理毛語指療子導養防

指定年月日
在地
居宅介護事業所等の所
瑞浪市上平町四丁目九
番地の一
令和七・四・一

岐阜県知事 江崎禎英

によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する

岐阜県告示第四百九十五号	
生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の一及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の一の規定により次の指	
居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地
株式会社セイヨウトレーディング	岐阜市日置江七七〇
同	訪問看護
同	訪問看護ステーション
岐阜県告示第四百九十六号	訪問看護ステーション
道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。	訪問看護
なお、その関係図面は、令和七年十一月二日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。	訪問看護
令和七年十一月二日	訪問看護
岐阜県知事 江崎禎英	訪問看護
類の道種路	居宅介護事業所等の主たる事務所の所在地
路線名 区間	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地
別前後区域 変更	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地
ル(メートル) 員敷地の幅	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地
ル(メートル) 延長	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地
備考	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

定介護機関からその名称等を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

岐阜県告示第四百九十七号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第六百七号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十一年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和七年十一月一日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

令和七年十一月一日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十一年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
八重洞	惠那市山岡町下手向	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百九十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十一年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第六百八号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和七年十一月一日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

令和七年十一月一日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
八重洞	恵那市山岡町下手向	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

岐阜県告示第五百号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十一年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年十一月一日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

令和七年十一月一日

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
八重洞	恵那市山岡町下手向	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定により、高山都市計画道路事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十一月一日

岐阜県知事 江崎禎英

一 施行者の名称

高山市

二 都市計画事業の種類及び名称

高山都市計画道路事業 三・四・十四号 西之一色花岡線

三 事業施行期間

令和七年十一月一日から

令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

收用の部分 高山市昭和町一丁目地内

使用の部分 なし

岐阜県告示第五百一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

令和七年十一月一日

岐阜県知事 江崎禎英

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号。以下「法」という。）第八十七条第一

県営土地改良事業計画の決定

公 示

担当科目	医師氏名	勤務場所	指定年月日
耳鼻咽喉科	森岡 優	森岡耳鼻咽喉科	可児市菅刈八三九五 夕一二階
眼科	加藤 亜紀	社会医療法人厚生会中部国際医療センター	美濃加茂市健康のまち 一丁目一番地
小児科	桑原 秀次	日本赤十字病院	高山市天満町三丁目一 一番地
外科	長谷川裕高	公立学校中央共済病院組合	各務原市蘇原東島町四 丁目六番地二
循環器内科	大橋 涉	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同
耳鼻咽喉科	石原 宏政	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同
眼科	小坂 拓也	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同
耳鼻咽喉科	浜端 遼生	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同
循環器内科	林 美紗代	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同
腎臓内科	大竹 宏輝	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同

担当科目	医師氏名	勤務場所	指定年月日
耳鼻咽喉科	森岡 優	森岡耳鼻咽喉科	可児市菅刈八三九五 夕一二階
眼科	加藤 亜紀	社会医療法人厚生会中部国際医療センター	美濃加茂市健康のまち 一丁目一番地
小児科	桑原 秀次	日本赤十字病院	高山市天満町三丁目一 一番地
外科	長谷川裕高	公立学校中央共済病院組合	各務原市蘇原東島町四 丁目六番地二
循環器内科	大橋 涉	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同
耳鼻咽喉科	石原 宏政	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同
眼科	小坂 拓也	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同
耳鼻咽喉科	浜端 遼生	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同
循環器内科	林 美紗代	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同
腎臓内科	大竹 宏輝	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同

担当科目	医師氏名	勤務場所	指定年月日
耳鼻咽喉科	森岡 優	森岡耳鼻咽喉科	可児市菅刈八三九五 夕一二階
眼科	加藤 亜紀	社会医療法人厚生会中部国際医療センター	美濃加茂市健康のまち 一丁目一番地
小児科	桑原 秀次	日本赤十字病院	高山市天満町三丁目一 一番地
外科	長谷川裕高	公立学校中央共済病院組合	各務原市蘇原東島町四 丁目六番地二
循環器内科	大橋 涉	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同
耳鼻咽喉科	石原 宏政	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同
眼科	小坂 拓也	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同
耳鼻咽喉科	浜端 遼生	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同
循環器内科	林 美紗代	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同
腎臓内科	大竹 宏輝	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同

担当科目	医師氏名	勤務場所	指定年月日
耳鼻咽喉科	森岡 優	森岡耳鼻咽喉科	可児市菅刈八三九五 夕一二階
眼科	加藤 亜紀	社会医療法人厚生会中部国際医療センター	美濃加茂市健康のまち 一丁目一番地
小児科	桑原 秀次	日本赤十字病院	高山市天満町三丁目一 一番地
外科	長谷川裕高	公立学校中央共済病院組合	各務原市蘇原東島町四 丁目六番地二
循環器内科	大橋 涉	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同
耳鼻咽喉科	石原 宏政	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同
眼科	小坂 拓也	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同
耳鼻咽喉科	浜端 遼生	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同
循環器内科	林 美紗代	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同
腎臓内科	大竹 宏輝	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同

担当科目	医師氏名	勤務場所	指定年月日
耳鼻咽喉科	森岡 優	森岡耳鼻咽喉科	可児市菅刈八三九五 夕一二階
眼科	加藤 亜紀	社会医療法人厚生会中部国際医療センター	美濃加茂市健康のまち 一丁目一番地
小児科	桑原 秀次	日本赤十字病院	高山市天満町三丁目一 一番地
外科	長谷川裕高	公立学校中央共済病院組合	各務原市蘇原東島町四 丁目六番地二
循環器内科	大橋 涉	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同
耳鼻咽喉科	石原 宏政	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同
眼科	小坂 拓也	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同
耳鼻咽喉科	浜端 遼生	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同
循環器内科	林 美紗代	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同
腎臓内科	大竹 宏輝	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同

担当科目	医師氏名	勤務場所	指定年月日
耳鼻咽喉科	森岡 優	森岡耳鼻咽喉科	可児市菅刈八三九五 夕一二階
眼科	加藤 亜紀	社会医療法人厚生会中部国際医療センター	美濃加茂市健康のまち 一丁目一番地
小児科	桑原 秀次	日本赤十字病院	高山市天満町三丁目一 一番地
外科	長谷川裕高	公立学校中央共済病院組合	各務原市蘇原東島町四 丁目六番地二
循環器内科	大橋 涉	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同
耳鼻咽喉科	石原 宏政	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同
眼科	小坂 拓也	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同
耳鼻咽喉科	浜端 遼生	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同
循環器内科	林 美紗代	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同
腎臓内科	大竹 宏輝	岐阜県厚生農業協同組合連合会	同

令和七年十一月一日発行

発行者

岐阜市鏡田南二丁目一番二号
岐 阜 県 庁 績

編集 岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一岐阜文芸社